

栃木市立学校の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月  
栃木市教育委員会

## 目 次

1	計画の趣旨・現状	1
2	計画の期間	4
3	目標	4
4	実施する業務量計画・健康確保措置の内容	4
5	関連する取組、今後のフォローアップについて	7

# 1 計画の趣旨・現状

## (1) 計画の趣旨

- これまでの栃木市教育計画の成果を基盤としながら、今日の社会の課題とされている超スマート社会 Society5.0 やポストコロナでの生活「新しい日常」等への対応、近い将来起こりうる様々な社会変化や市民からの多様なニーズ等に応えた新たな教育を振興するため、その基本計画として、第3期栃木市教育計画を策定した。

### <基本理念>

希望に向かい 伸び伸びと個性を發揮し  
互いに認め合いながら より良い社会を築いていく  
‘とちぎ愛’に満ちた人を育てます

この基本理念は、次の4つのキーワードを踏まえている。

- ・キーワード1「生命尊重・人権尊重」  
自分を愛し、他人を愛する心 互いに認め合い共感する心
- ・キーワード2「生きる力・生き抜く力」  
予測困難な社会に対応する力 生涯にわたる学びの機会
- ・キーワード3「多様性・包摂性」  
多様性を尊重する態度 包摂的な社会に向けた学習環境
- ・キーワード4「郷土愛」  
郷土への愛着と誇り まちづくりへの態度・資質

基本理念に掲げた“人づくり”を推進するため、次の3つの視点で施策を横断的に捉え、本市ならではの教育振興を図る。

- ・視点A 生命・ひとを大切にすることを育む  
(「生命尊重・人権尊重」に基づく視点)
- ・視点B 新しい時代を より良く生きる人を育む  
(「生きる力・生き抜く力」「多様性・包摂性」に基づく視点)
- ・視点C ふるさとを愛し まちづくりを進める人を育む  
(「郷土愛」に基づく視点)

- しかし、近年、社会の急激な変化により、学校が対応する課題は複雑化・多様化・困難化しており、結果として、教職員の負担が増大してきた。時間外在校等時間の長時間化、教育職員不足問題、メンタルヘルス対策など、憂慮すべき状況であり、喫緊の課題が山積している。

このような状況の中で、教育職員の健康を守ることはもとより、高い専門性が発揮できるよう、自己の資質・能力を高めるために、知識・技能等を習得できる環境を整え、学ぶ時間を十分に確保することが必要である。そして、教育職員としてのやりがいを持ち、子どもたちと向き合う時間を確保するためにも、校務の改善を進めていく必要がある。

- こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき、「栃木市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」（以下「実施計画」という。）を策定することとした。

## (2) 本市の現状

- 本市では、多忙化が進む学校現場において、教育職員（※1）本来の姿である「子どもたちと向き合う時間」を確保し、心身の健康を維持・管理できる勤務環境の実現を目指して、平成31（2019）年1月に「栃木市版 先生の働き方改革ガイドライン」を策定した。なお、本市では時間外在校等時間を把握、管理する対象を教育職員だけでなく、管理職や事務職、学校栄養士等を含む教職員（※2）まで拡大し、業務量の管理を行うこととした。ガイドライン策定以降、国が示す過労死ラインである「時間外勤務月平均80時間」を超える教職員の割合を0%とするとともに、「時間外勤務月45時間以内・年間360時間以内」の教職員の割合を100%とすることを目標に、学校・家庭・地域・行政が一体となって働き方改革に取り組んできた。

その間、GIGAスクール構想の進展によりICTを活用した教育活動が定着し、教育のデジタル化が急速に進んだ。また、新型コロナウイルス感染症の流行を契機に、学校運営の在り方や学びの形態が見直され、オンラインによる教育活動の工夫など、新しい教育環境への適応が求められるようになった。さらに、児童生徒や保護者の多様なニーズへの対応、特別支援教育の充実、教職員の世代交代など、学校を取り巻く環境は一層複雑化してきている。

こうした状況の中でも、学校における適正な勤務時間の管理や業務改善、役割分担の見直し、事務作業の効率化、タブレット端末の活用、そして学校・家庭・地域の連携強化など、これまでの継続的な取組により、長時間勤務の改善や働き方改革に対する意識が、徐々に定着しつつある。これらの取組を通して、教職員一人ひとりが自らの働き方を見つめ直し、チーム学校として支え合いながら教育活動を進める意識が広がってきている。

### ※1 教育職員

学校教育法に定められた学校（小・中・高・特別支援学校など）や幼保連携型認定こども園に勤務する教育職員免許状を持つ職員

#### ◆具体的な職種

- ・主幹教諭 ・教諭 ・養護教諭、養護助教諭 ・栄養教諭 ・保育教諭
- ・講師、助教諭

### ※2 教職員

本市では時間外在校等時間を把握、管理する対象を以下の職員と定め、実施計画では「教職員」と記載

#### ◆対象の職員

- ・教育職員 ・管理職（校長、教頭、園長） ・事務職 ・学校栄養士、主任
- ・学校図書館事務員 ・学校技能員

- こうしたガイドラインによる取組の結果、本市における教職員の時間外在校等時間の状況は以下のとおりである。

【 全教職員の時間外在校等時間の月平均値 】

年度	小学校	中学校
令和3年度	44時間28分	50時間30分
令和4年度	43時間11分	51時間03分
令和5年度	39時間57分	45時間59分
令和6年度	37時間18分	45時間20分

【 過労死ライン（月80時間）を超える教職員数と出現率 】

年度	人数 / 対象者	出現率
令和3年度	76人 / 932人	8.2%
令和4年度	77人 / 949人	8.1%
令和5年度	45人 / 968人	4.6%
令和6年度	44人 / 970人	4.5%

【 時間外在校等時間が「月45時間以内」の教職員の実態 】

年度	月45時間以内の時間外勤務者 / 対象者	割合
令和3年度	420人 / 932人	45.1%
令和4年度	439人 / 949人	46.3%
令和5年度	520人 / 968人	53.7%
令和6年度	562人 / 970人	57.9%

- 本市では、ガイドライン策定以降、勤務時間の適正化と業務改善の推進に継続的に取り組んできた。その結果、教職員の時間外在校等時間の月平均値は年々減少傾向にあり、特に小学校では、令和3年度の44時間28分から令和6年度には37時間18分へと約7時間の削減が見られた。中学校においても、依然として高い水準にあるものの、令和3年度の50時間30分から令和6年度の45時間20分へと改善が進んでいる。

また、過労死ライン（月80時間）を超える教職員の人数および割合は、令和3年度の76人（8.1%）から令和6年度の44人（4.5%）へと減少しており、長時間勤務の是正が着実に進んでいる。さらに、「時間外在校等時間が月45時間以内」である教職員の割合は、令和3年度の45.1%から令和6年度には57.9%へと上昇し、半数を超えるまでに改善している。

これらの結果から、学校における業務改善や勤務時間の意識改革、校務分担の見直しなど、これまでの取組が一定の成果を上げていることが確認できる。一方で、学校現場においては、年度初めの新学期準備や新入生対応、年度末の学年まとめや卒業・修了に関わる業務など、特に繁忙となる時期があり、こうした時期には依然

として長時間勤務が発生している状況にある。授業準備や児童生徒への指導、行事運営、会議、事務処理、さらには部活動指導など、多岐にわたる業務が重なることで、教職員一人ひとりの負担が増大しやすい傾向がみられる。

このため、業務の重点化や役割分担の見直し、地域や外部人材との連携強化をさらに進め、教職員が健康で意欲をもって教育活動に専念できる勤務環境の整備が求められている。今後も、学校・家庭・地域・行政が一体となって連携し、繁忙期・閑散期の勤務状況を踏まえた計画的な勤務管理と休暇取得の促進を図りながら、働き方改革のさらなる推進が必要不可欠である。

## 2 計画の期間

令和8年度 から 令和11年度 の4年間

※ただし、実施計画は市内の学校の働き方改革の進捗状況や国の動向等を踏まえ、毎年度、見直しを行いながら推進することとする。

## 3 目標

○ 実施計画において達成を目指す目標は以下のとおりである。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

①時間外在校等時間を「月45時間以内・年360時間以内」とする。

②時間外在校等時間が過労死ライン(月80時間)を超える教職員の割合を0%にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

県教委が行う「学校における働き方改革推進プラン(第2期)」に基づく実態調査のデータを活用

①「仕事と仕事以外の生活のバランスに満足しているか」の質問に、肯定的に回答した教職員の割合を80%にする。

※ 基準値：令和7年度 栃木市 64.6%

②「自分の仕事は児童生徒によい影響を与えていると思うか」の質問に、肯定的に回答した教職員の割合を80%にする。

※ 基準値：令和8年度実態調査の質問項目として検討中

## 4 実施する業務量計画・健康確保措置の内容

○ 本市では、文部科学省から示された「学校と教師の業務の3分類」を活用し、実施計画期間中の重点項目として、以下の内容に取り組む。

【文部科学省：学校と教師の業務の3分類】

学校と教師の業務の3分類	
1 教員が専門的に担うべき業務	10 授業準備・授業
2 学校以外が担うべき業務	11 授業準備・授業
3 教員が専門的に担うべき業務	12 授業準備・授業
4 学校以外が担うべき業務	13 授業準備・授業
5 教員が専門的に担うべき業務	14 授業準備・授業
6 学校以外が担うべき業務	15 授業準備・授業
7 教員が専門的に担うべき業務	16 授業準備・授業
8 学校以外が担うべき業務	17 授業準備・授業
9 教員が専門的に担うべき業務	18 授業準備・授業
10 学校以外が担うべき業務	19 授業準備・授業
11 教員が専門的に担うべき業務	20 授業準備・授業
12 学校以外が担うべき業務	21 授業準備・授業
13 教員が専門的に担うべき業務	22 授業準備・授業
14 学校以外が担うべき業務	23 授業準備・授業
15 教員が専門的に担うべき業務	24 授業準備・授業
16 学校以外が担うべき業務	25 授業準備・授業
17 教員が専門的に担うべき業務	26 授業準備・授業
18 学校以外が担うべき業務	27 授業準備・授業
19 教員が専門的に担うべき業務	28 授業準備・授業
20 学校以外が担うべき業務	29 授業準備・授業
21 教員が専門的に担うべき業務	30 授業準備・授業
22 学校以外が担うべき業務	31 授業準備・授業
23 教員が専門的に担うべき業務	32 授業準備・授業
24 学校以外が担うべき業務	33 授業準備・授業
25 教員が専門的に担うべき業務	34 授業準備・授業
26 学校以外が担うべき業務	35 授業準備・授業
27 教員が専門的に担うべき業務	36 授業準備・授業
28 学校以外が担うべき業務	37 授業準備・授業
29 教員が専門的に担うべき業務	38 授業準備・授業
30 学校以外が担うべき業務	39 授業準備・授業
31 教員が専門的に担うべき業務	40 授業準備・授業
32 学校以外が担うべき業務	41 授業準備・授業
33 教員が専門的に担うべき業務	42 授業準備・授業
34 学校以外が担うべき業務	43 授業準備・授業
35 教員が専門的に担うべき業務	44 授業準備・授業
36 学校以外が担うべき業務	45 授業準備・授業
37 教員が専門的に担うべき業務	46 授業準備・授業
38 学校以外が担うべき業務	47 授業準備・授業
39 教員が専門的に担うべき業務	48 授業準備・授業
40 学校以外が担うべき業務	49 授業準備・授業
41 教員が専門的に担うべき業務	50 授業準備・授業
42 学校以外が担うべき業務	51 授業準備・授業
43 教員が専門的に担うべき業務	52 授業準備・授業
44 学校以外が担うべき業務	53 授業準備・授業
45 教員が専門的に担うべき業務	54 授業準備・授業
46 学校以外が担うべき業務	55 授業準備・授業
47 教員が専門的に担うべき業務	56 授業準備・授業
48 学校以外が担うべき業務	57 授業準備・授業
49 教員が専門的に担うべき業務	58 授業準備・授業
50 学校以外が担うべき業務	59 授業準備・授業
51 教員が専門的に担うべき業務	60 授業準備・授業
52 学校以外が担うべき業務	61 授業準備・授業
53 教員が専門的に担うべき業務	62 授業準備・授業
54 学校以外が担うべき業務	63 授業準備・授業
55 教員が専門的に担うべき業務	64 授業準備・授業
56 学校以外が担うべき業務	65 授業準備・授業
57 教員が専門的に担うべき業務	66 授業準備・授業
58 学校以外が担うべき業務	67 授業準備・授業
59 教員が専門的に担うべき業務	68 授業準備・授業
60 学校以外が担うべき業務	69 授業準備・授業
61 教員が専門的に担うべき業務	70 授業準備・授業
62 学校以外が担うべき業務	71 授業準備・授業
63 教員が専門的に担うべき業務	72 授業準備・授業
64 学校以外が担うべき業務	73 授業準備・授業
65 教員が専門的に担うべき業務	74 授業準備・授業
66 学校以外が担うべき業務	75 授業準備・授業
67 教員が専門的に担うべき業務	76 授業準備・授業
68 学校以外が担うべき業務	77 授業準備・授業
69 教員が専門的に担うべき業務	78 授業準備・授業
70 学校以外が担うべき業務	79 授業準備・授業
71 教員が専門的に担うべき業務	80 授業準備・授業
72 学校以外が担うべき業務	81 授業準備・授業
73 教員が専門的に担うべき業務	82 授業準備・授業
74 学校以外が担うべき業務	83 授業準備・授業
75 教員が専門的に担うべき業務	84 授業準備・授業
76 学校以外が担うべき業務	85 授業準備・授業
77 教員が専門的に担うべき業務	86 授業準備・授業
78 学校以外が担うべき業務	87 授業準備・授業
79 教員が専門的に担うべき業務	88 授業準備・授業
80 学校以外が担うべき業務	89 授業準備・授業
81 教員が専門的に担うべき業務	90 授業準備・授業
82 学校以外が担うべき業務	91 授業準備・授業
83 教員が専門的に担うべき業務	92 授業準備・授業
84 学校以外が担うべき業務	93 授業準備・授業
85 教員が専門的に担うべき業務	94 授業準備・授業
86 学校以外が担うべき業務	95 授業準備・授業
87 教員が専門的に担うべき業務	96 授業準備・授業
88 学校以外が担うべき業務	97 授業準備・授業
89 教員が専門的に担うべき業務	98 授業準備・授業
90 学校以外が担うべき業務	99 授業準備・授業
91 教員が専門的に担うべき業務	100 授業準備・授業

(1) 本市における業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

- ◆登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）
  - ・各地域の実情を踏まえつつ、とちぎ未来アシストネットや交通指導員等の支援を受け、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
- ◆校外の見回りや児童生徒が補導されたときの対応（「3分類」②関係）
  - ・放課後から夜間における見回りについては、青少年育成センター等が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
  - ・栃木地区学校警察補導連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取り等については、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。
- ◆学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（「3分類」③関係）
  - ・引き続き、給食費等の学校徴収金を歳入歳出予算に組み入れ、公会計化を実施する。
- ◆地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等（「3分類」④関係）
  - ・引き続き、地域コーディネーターと学校コーディネーターが連携を密に図り、地域と学校の連絡調整を行う。学校規模によっては、学校コーディネーターを教頭と教育職員の複数体制で担当する形を構築し、責任や負担が集中しないよう、適切な役割分担を行う。
- ◆保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）
  - ・引き続き、教育委員会事務局内に設置している保護者等からの相談や苦情等に対応する相談窓口についての周知に努めるとともに、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を市長部局と連携して整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築する。

イ 教育職員以外が積極的に参画すべき業務

- ◆調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）
  - ・学校事務体制強化のため、引き続き、共同学校事務室を支援していく。
  - ・校務支援システム等を活用することによって、学校の事務負担を軽減する。
- ◆ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理（「3分類」⑧関係）
  - ・すでに外部委託を実施しており、今後も体制を維持する。
- ◆児童生徒の休み時間における安全への配慮（「3分類」⑩関係）
  - ・とちぎ未来アシストネットを活用した保護者・地域住民による見守りボランティアの支援を得つつ、学校とともに休憩時間の確保方法について検討する。
- ◆校内清掃（「3分類」⑫関係）
  - ・とちぎ未来アシストネットを活用した保護者・地域住民による清掃ボランティアの支援を得つつ、校内清掃の実施回数や範囲の合理化等による負担軽減を検討する。

◆部活動（「3分類」⑬関係）

- ・令和10年度までに、原則、休日の公立中学校の全ての運動・文化部活動の地域展開を実現する。
- ・平日の部活動については、「栃木市立中学校部活動の在り方に関する方針」を遵守し、部活動指導員の配置・拡充等を進める。

ウ 教育職員の業務だが負担軽減を促進すべき業務

◆授業準備、学習指導や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

- ・授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員の配置・拡充を進める。
- ・校務支援システムの機能や自動採点技術等のデジタル技術を活用することにより、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

◆支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑲関係）

- ・児童生徒の課題の状況に応じ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校教育支援専門員、医療もしくは福祉に関する専門の人材、日本語指導員等による効果的な支援が期待される業務について、教育職員が専門的な知見を活用できる支援体制の強化に努める。
- ・不登校児童生徒への対応にあっては、本市教育支援センターの機能強化や校内教育支援センターによる効果的な支援を促進する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小学4年生以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、児童生徒の登校時刻や放課後の児童生徒の活動時間についての教育職員の勤務時間に合った形での見直し、清掃時間・頻度の見直しなど、日課等についての工夫や改善を行う。
- ・学校行事の在り方について、それぞれの教育的価値を踏まえ、精選または統合を行う。
- ・勤務時間外の留守番電話対応について、保護者へ周知を行い、適切に運用する。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・ストレスチェックを実施し、集団分析の結果等も活用して職場環境等の改善を推進する。
- ・長時間労働及び心身のストレスの高い教育職員に対し、専門医による面接を行い、心身の健康維持を図る。
- ・11時間を目安とする勤務間インターバルに取り組むよう促す。

- ・教育職員が1日単位の年次有給休暇を連続して取得しやすい環境を整え、学校に対して年次有給休暇の取得促進を促す。
- ・令和8年度中に、学校における定時退勤日（ノー残業デー）の月2回以上の設定を推進する。

## 5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・教育委員会は、各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え実施計画の周知を行う。
- ・教育委員会は、保護者や地域の理解を促進するため、市長部局と連携を図り、本市における実施計画の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を要請する。
- ・教育委員会は、取組の着実な実行を図るため、各校の教職員の時間外在校等時間の状況を把握し、毎年度、本市のHPで公表するとともに、定例教育委員会および総合教育会議において報告を行う。
- ・教育委員会は、時間外在校等時間にかかる目標の達成状況について、本市で導入しているタイムカードで把握する。その上で、各校の状況を確認し、実施計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校と情報を共有し助言等を行う。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援を行う。
- ・学校教育課は、学校での児童生徒の支援を行う学校支援員等の確保・充実に取り組む。
- ・とちぎ未来アシストネットを活用し、保護者・地域住民による学校支援ボランティアの確保に努め、児童生徒の安全・安心の確保、教育活動の充実、教育環境の整備を図る。
- ・学校は、管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等を踏まえつつ、実施計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

# 学校と教師の業務の3分類

- 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、服務監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
- 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。



まず取り組めること・取り組むべきことは何か、話し合うことが大切です。

## 学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

## 教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

## 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進

【文部科学省HPより】